

平成30年3回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 平成30年3月22日(木)

午後 2時30分閉会

2 場 所 教育委員室

3 出席者 竹下教育長, 梅田教育長職務代理者, 河埜内委員, 浅野委員, 市川委員

4 説明員 中川教育次長, 岡元教育振興課長, 九十九学校教育課長,
堀信文化生涯学習課長, 中原教育振興課教育企画係長

5 会議事件

付議案件

議案第 9号 職員の任免その他の人事について

議案第10号 平成29年度準要保護児童及び生徒の認定について

議案第11号 竹原市立幼稚園長の委嘱について

議案第12号 学校歯科医の委嘱について

議案第13号 竹原市立公民館長の任命について

議案第14号 竹原市立公民館主事の任命について

議案第15号 竹原市嘱託学芸員の委嘱について

議案第16号 平成30年度竹原市学校教育ビジョンについて

議案第17号 竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第18号 竹原市特別支援教育相談委員会規則の一部を改正する規則案について

議案第19号 竹原市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第20号 竹原市立美術館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案について

議案第21号 招致外国青年就業規則の一部を改正する規則案について

議案第22号 竹原市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則案

について

議案第 2 3 号 竹原市嘱託外国語指導助手設置規則の一部を改正する規則案について

議案第 2 4 号 竹原市立学校体育施設開放事業実施要綱の一部を改正する告示案について

議案第 2 5 号 竹原市立学校学校評議員設置運営要項の一部を改正する告示案について

議案第 2 6 号 竹原市立学校等屋外運動場夜間照明施設利用実施要綱の一部を改正する告示案について

議案第 2 7 号 竹原市立小中学校事務処理規程の一部を改正する訓令案について

○竹下教育長 ただいまから、平成 3 0 年第 3 回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。お諮りいたします。議案第 9 号及び議案第 1 0 号は、個人情報であるため、非公開とすることに御異議ございませんか。

○梅田教育長 はい。

職務代理者

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員 はい。

○竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第 9 号及び議案第 1 0 号は非公開とすることに決定しました。これより非公開といたします。

(非公開)

○竹下教育長 以上で非公開の議題は終了いたしました。教育委員会会議を傍聴したいとの申し出がございましたので、これを許可したいと思います。よろしいでしょうか。

○梅田教育長 はい。

職務代理者

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員 はい。

○竹下教育長 続きます。議案第11号「竹原市立幼稚園長の委嘱について」を議題といたします。関係部課長より議案の説明をお願いいたします。

○岡元課長 議案第11号「竹原市立幼稚園長の委嘱について」御説明いたします。幼稚園長につきましては、非常勤の特別職でありまして、任期は2年となっております。現在の竹原西幼稚園の木村みづほ園長につきましては、本年3月31日で2年間の任期が満了となります。木村園長は、これまでの2年間におきまして、幼児教育に非常に熱心に取り組んでこられました。今後、認定こども園への移行を円滑に進める上におきましても、木村氏は幼稚園長として適任であると考え、引き続き委嘱をしようとするものでございます。以上です。

○竹下教育長 それでは質疑に入ります。何か御質問、御意見はございませんか。

○竹下教育長 特にならぬようにございます。それではお諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○梅田教育長 はい。

職務代理者

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員 はい。

○竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きます。議案第12号「学校歯科医の委嘱について」を議題といたします。関係部課長より議案の説明をお願いいた

します。

○九十九課長 小学校学校歯科医に係って変更届が提出されました。これに基づき、荘野小学校の学校歯科医を変更したいと思います。平成29年度初めには、藤木先生が学校歯科医でございましたが、平成29年度中に、医院を閉められたという経緯がございます。ただ、御本人から平成29年度中は、歯科検診を含めて対応するとのことでしたので、それまでの間は、歯科医院は閉められておられましたが、歯科医としては学校に勤務していただいております。しかしながら、年度替りを節目に辞退したい旨、申し出がございましたので、医師会とも相談をさせていただいて、後任に片岡先生を委嘱したいということがございます。片岡先生につきましては、現在、仁賀小学校の歯科医を委嘱しているところでございます。平成30年度につきましては、2校を担当していただくという予定です。以上です。

○竹下教育長 それでは質疑に入ります。何か御質問、御意見はございませんか。

○河埜内委員 この方は医院を持っていらっしゃるのですか。

○九十九課長 西野歯科です。

○竹下教育長 それではお諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○梅田教育長 はい。

職務代理者

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員 はい。

○竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第13号「竹原市立公民館長の任命について」を議題といたします。関係部課長より議案の説明をお願いいたします。

○堀信課長 13館ある公民館長の任期が、平成30年3月31日付けをもって、満

了となるため、後任の公民館長を任命することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。任期につきましては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間となっております。通常でありましたら、2年間の任期となりますけれども、現在、公民館から（仮称）自治交流センター化への移行も視野に入れておりますので、それも踏まえて、任期を1年間としているものでございます。この度、公民館長の変更があったところにつきましては、竹原西公民館奥山館長、大井公民館谷岡館長の2館となっております。なお、小梨公民館高田館長、吉名公民館稲田館長につきましては、基準では70歳を超えておりますけれども、地域からなかなか次の方がおられないということで、引き続き推薦がございました。また、地域等の状況、本人の承諾等も鑑みまして、引き続き任命をしてまいりたいと考えるものでございます。以上です。

○竹下教育長 それでは質疑に入ります。何か御質問、御意見はございませんか。

○竹下教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○梅田教育長 はい。

職務代理者

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員 はい。

○竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第14号「竹原市立公民館主事の任命について」を議題といたします。関係部課長より議案の説明をお願いいたします。

○堀信課長 現在の公民館主事の任期は、平成30年3月31日付けをもって任期満了となることに伴い、その後任の公民館主事を任命することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。新たな公民館主事につきまし

では、大乘公民館乾主事となっており、その他の方についてはこれまでどおりとなります。なお、小梨公民館の高橋主事につきましては、12年の多選基準を超えておりますけれども、地域の状況や、本人の承諾等を踏まえまして、引き続き任命しようとするものでございます。また、先ほどの公民館長と同様に、通常であれば2年間の任期ということでございますけれども、(仮称)自治交流センターへの移行を踏まえて、任期を1年間としているものでございます。以上です。

○竹下教育長 それでは質疑に入ります。何か御質問、御意見はございませんか。

○竹下教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第14号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○梅田教育長 はい。

職務代理者

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員 はい。

○竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第15号「竹原市嘱託学芸員の委嘱について」を議題といたします。関係部課長より議案の説明をお願いいたします。

○堀信課長 竹原美術館の嘱託学芸員が、平成30年3月31日付けをもって、任期が満了となるため、引き続き、高橋千尋さんを嘱託学芸員として委嘱しようとするものでございます。嘱託学芸員の任期は1年となっており、高橋さんについては、平成20年から従事をしております。これまで企画展や常設展等、文化芸術関係団体と連携協力を図りながら、美術館の企画運営に精力的に取り組んでいることから、引き続き、継続を考えているものでございます。以上です。

○竹下教育長 それでは質疑に入ります。何か御質問、御意見はございませんか。

- 梅田教育長 職務代理者 この方は常勤になるのですか。
- 堀信課長 週30時間勤務となっております。
- 河埜内委員 この方の専門分野は何ですか。
- 堀信課長 専門分野というものはなく、学芸全般をこなしております。
- 竹下教育長 それではお諮りいたします。議案第15号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
- 梅田教育長 職務代理者 はい。
- 河埜内委員 はい。
- 浅野委員 はい。
- 市川委員 はい。
- 竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第16号「平成30年度竹原市学校教育ビジョンについて」を議題といたします。関係部課長より議案の説明をお願いいたします。
- 九十九課長 平成30年度竹原市学校教育ビジョンについて教育委員会の承認を求めるものでございます。竹原市の教育大綱に基づいて、毎年学校教育課としての目標、また、幼稚園、小学校、中学校、来年度からは義務教育学校に向けて方向性を示し、市としての統一感のある教育を進め、質を上げていくため、ビジョンを示すものでございます。平成29年度との違いを説明させていただき、平成30年度の方角性を御説明させていただこうと思います。「夢を持ち、子どもが輝く教育の実現」、「未来を拓く新たな教育への挑戦」というスローガンについては、変更はございません。基本方針、6つの大きな柱も、竹原市の基本計画、教育大綱と呼応しているものでございます。「就学前教育の推進」につきましては、重点項目を「生きる力の基礎の育成」としております。今年度は、生活や学習の基盤の育成とい

う文言でございましたが、さらに、中身を就学前ということで、生きる力の基礎と明記したところがございます。それに伴いまして、右側の具体的施策のところを「育みたい資質・能力を考慮した指導の充実」、「自発的な活動としての遊びを生み出すための環境の構成」としました。これは広島県の教育委員会が示している幼児教育の方向性の平成30年度の柱となっておりますので、それに竹原市の実態に合わせて、文言を少し修正しております。2つ目の基本方針「確かな学力の向上」については、「広島版『学びの変革』アクションプランの促進」を今年度は重点項目として挙げておりますが、平成30年度から全県的に全ての学校でこれを展開することになっておりますので、全校展開という文言に変えております。また、具体的施策の中で、上から3つ目、4つ目、この2点については、竹原市においても指定校をいただく中身でもありますし、特に広島県教育委員会が、平成30年度については、指定事業を増やして重点項目にしていこうという中身でありますので、それに呼応して対応しております。あとの重点項目については、大きな柱立てについては、変更はございません。例えば、上から3つ目の「豊かな心の育成」、「道徳教育の推進」については、平成30年度は小学校に、「特別の教科道徳」が教科化されるというような状況もございますので、小学校と中学校と分けて方向性を示していくところでございます。以上です。

- 竹下教育長 それでは質疑に入ります。何か御質問、御意見はございませんか。
- 竹下教育長 文言は多少変わっていますが、ほぼ去年と方向性は変わっていませんか。
- 九十九課長 そうです。
- 梅田教育長 広島版「学びの変革」アクションプランとはどのようなものですか。
- 職務代理者
- 九十九課長 広島版と付いているのは、学習指導要領が変わるこのタイミングで、文部科学省については、アクティブラーニングといった言葉が先行して、学習の中身を変えようという動きがありますが、広島県教育委員会は独自に

学びの変革というものを、平成27年度から謳い始めました。教師主導型ではなく、子ども達が主人公になる、それぞれの教科の中で、子ども達が主体的に学ぶ、受身ではなく、子どもが能動的な深い学びをしていくということを、平成27年度に広島県教育委員会がアクションプランとして掲げ、3年間を通じて、パイロット校を中心に実践し、それぞれの市、町、教育委員会の中で、柱立てをしたり、あるいは単元開発をしたりしてきました。それをいよいよ広島県内全ての義務教育の学校の中で広げていこうというものです。今までは指定校、あるいは実践指定校、それに類した学校でという状況の市町もありましたが、竹原市の場合は一足早く、全校でカリキュラム開発をしたり、そういう研究開発をしており、子どもが練りあったり話し合ったり議論をしたり深めたり、そういう場を基本的には全ての授業の中で行っていきこうというものです。もちろん広島県だけの動きではなく、小学校中学校だけの動きではなく、高等学校大学も含めて日本の教育界がそのような方向に動いているということで、そういった力をつけないと、生きる力につながっていかず、もっと言えば、大学入試、高校入試もそれに準じたものが求められるという方向性になっていると理解してください。

○梅田教育長 職務代理者 子ども達が主体的に動いていくという形にもっていきたい意味もあるのですね。

○九十九課長 そうですね。もちろん、知識理解を教えることは大前提です。

○梅田教育長 職務代理者 今までアクションプランという文言はよく聞いておりますが、竹原市は自主的に全校で展開しており、県と市は新たに今年から全校に展開するという動きですか。

○九十九課長 竹原市の実態で言うと、平成27年から3年間、竹原小学校がパイロット校として指定され、中心となって、単元開発を始めました。平成28年度には、吉名小学校、吉名中学校が、実践指定校ということで、竹原小学校だけではありませんが、竹原小学校を中心とした単元を、例えば吉名小

学校でも導入していく、吉名小学校の味付けをしながら、変えながら研究開発をしています。中学校の実践指定校については、竹原小学校をベースにしながら、また、広島県のお市町の中学校がパイロット校になっている学校も当然あるわけなので、ある程度の柱、骨組みについてはそういったところを参考にしながら行っています。そういった動きを全県的に全てのところでやっています。それが平成30年度からは、いよいよ指定というものが取れて、全校同じ土俵でやりなさいという方向性です。

○浅野委員 小中一貫教育の推進というのは、国の方としては、どんどん進めていくのですか。竹原は今後どのような考えを持っていくのですか。

○九十九課長 小中一貫教育については、文部科学省の方も推進をしています。広島県教育委員会としても、小中一貫教育は推進されているところです。竹原市においては、施設一体型小中一貫校であるとか、義務教育学校であるとか、あるいは竹原中学校区、賀茂川中学校区のように、小中連携というものも含めて小中一貫教育と呼んでいるところがございます。施設が一体であろうが、そうでなかろうが、中学校区としては一つのまとまりをもって9年間とした義務教育を推進していくということです。今後、平成30年度は義務教育学校開校ということで、また、新しい校舎も完成することになります。竹原中学校区、賀茂川中学校区も小学校中学校とは別の施設、あるいは小学校が複数ございますが、小中一貫教育というものは進めていく方向性でございます。

○浅野委員 具体的には、教職員の交流も含まれるのですか。単元を教えるときに、別の学校に行くという話ですよね。

○九十九課長 実際に、年間何時間とある程度の授業数を計画的にカリキュラムに位置付けているのは、今までも忠海中学校区と吉名中学校区の2つです。理由は、授業時間数の関係があるので、定期的に中学校の教員が小学校へ授業に行くというのは、物理的になかなか難しいことが挙げられます。特に、中学校1校、小学校1校でしたら、いくらか対応ができますが、中学校の

場合には、授業時間数等の関係もあるので定期的にとというのは難しいです。竹原中学校区と賀茂川中学校区の場合には、年に数回、中学校から小学校にゲストティーチャーのような形で、特定の教科を交流しているという状況がありますが、やはり回数は忠海、吉名と比べると非常に少ないということです。忠海、吉名の場合には、兼職をかけて年間を通じて計画的に実施していました。

○竹下教育長 それではお諮りいたします。議案第16号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○梅田教育長 はい。

職務代理者

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員 はい。

○竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第17号「竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について」から、議案第27号「竹原市立小中学校事務処理規程の一部を改正する訓令案について」までは、義務教育学校竹原市立吉名学園の開校に係る議案でありますので、一括して上程をいたします。関係部課長より議案の説明をお願いいたします。

○岡元課長 議案の第17号から第27号の11議案につきましては、一括して御説明をさせていただきます。これらの議案につきましては、平成29年第8回定例会議におきまして、御承認いただきまして、同年9月の市議会定例会において議決となりました。吉名中学校区に小中一貫校として、義務教育学校を新設することに伴いまして、新たな学校種別として加えるとともに、吉名小学校及び吉名中学校の名称を吉名学園に改め、その位置を定めるといった条例の施行に伴いまして、それぞれの関係規則、また要綱等を

改正するものでございます。まず、議案第17号「竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について」でございまして、学校の管理及び学校教育法に基づく事項を定めたものでございます。各条文におきまして、小学校といった表記に、新たに義務教育学校を加えるものでございます。また、義務教育学校の前期課程の修了者には、卒業証書に準じた修了証書を交付することを新たに定めております。次に、議案第18号「竹原市特別支援教育相談委員会規則の一部を改正する規則案について」でございまして、特別支援学級の入級対象の判別、就学相談、指導等を学校の方で行っております。義務教育学校の文言を新たに加えるものでございます。次に、議案第19号「竹原市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案について」でございまして、それぞれの学校の通学区域を定めております。この学校に、義務教育学校を新たに加えるものでございます。次に、議案第20号「竹原市立美術館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案について」でございまして、美術館の入館料の減免対象となります。小学校及び中学校の活動に加えまして、義務教育学校の活動につきましても、減免対象とするということで、義務教育学校の文言を加えるものでございます。次に、議案第21号「招致外国青年就業規則の一部を改正する規則案について」でございまして、外国語指導助手、ALTが職務を行う学校に、新たに義務教育学校を加えるものでございます。次に、議案第22号「竹原市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則案について」でございまして、学校給食の実施対象の学校及び、学校給食運営委員会の選出対象となる学校に、新たに義務教育学校を加えるものでございます。次に、議案第23号「竹原市嘱託外国語指導助手設置規則の一部を改正する規則案について」でございまして、外国語指導助手を設置する学校の中に、新たに義務教育学校を加えるものでござ

ございます。次に、議案第24号「竹原市立学校体育施設開放事業実施要綱の一部を改正する告示案について」でございます。本案は、市民の体育振興の普及を目的に開放しております体育施設の中に、対象に、義務教育学校を加えるものでございます。次に、議案第25号「竹原市立学校学校評議員設置運営要項の一部を改正する告示案について」でございます。本案は、地域の協力を得ながら、開かれた学校づくりを推進するため、学校評議員を設置しておりますが、設置する学校に、新たに義務教育学校を加えるものでございます。次に、議案第26号「竹原市立学校等屋外運動場夜間照明施設利用実施要綱の一部を改正する告示案について」でございます。本案は、義務教育学校の開校によりまして、屋外運動場に夜間照明を設置する施設として、小学校、中学校に、義務教育学校を加えるものでございます。最後に、議案第27号「竹原市立小中学校事務処理規程の一部を改正する訓令案について」でございます。本案につきましては、各学校で行います事務処理におきまして、新たに義務教育学校を加えるものでございます。それぞれ、条例改正に伴いまして、文言の整理が主でございますが、以上の改正を行おうとするものでございます。何卒よろしく願いいたします。

○竹下教育長 これより一括して質疑をしたいと思っております。議案第17号から27号まで、何か御質問、御意見はございませんか。

○河埜内委員 全部に関わっては今の変更に伴っていたら問題はないのですが、通学区域に関する変更届について、今までの例と今年の例と変化がありますか。今年度義務教育学校が開校となった場合、過去の通学区域の該当でないところに行く方と、何か変化がありますか。

○九十九課長 通学区域の変化はありません。

○河埜内委員 申し込み、申し出、それに区域ではなくて学校ですかね。

○市川委員 選択制になった中学校ではないですか。

○河埜内委員 そうです。

- 九十九課長 今回の、30年度入学に関わって、学校選択制を利用される方がおられるかということですか。
- 河埜内委員 そうです。
- 九十九課長 市内で4名おられます。
- 梅田教育長
職務代理者 それは吉名学園ですか。
- 九十九課長 吉名学園ということではなく、市内全体で4名です。
- 河埜内委員 それは今までの比較というか、変化はありますか。
- 九十九課長 今までも、指定学校変更というのは、中学校入学時にもございましたので、指定学校以外の竹原市内の公立の学校へ入学される数とすれば、大きな変化はございません。学校選択制ではなくて、指定学校変更を理由に指定学校以外の中学校へ入学される方もございますので、大きな数の変更というのはなかったです。
- 浅野委員 例えば銀座の泰明小学校は、その地域に住んでいない子達でも行けるといふのは、学校選択制ということになるのですか。
- 九十九課長 そこは特認校制度ですね。小学校でいう今の仁賀小学校と同じような制度です。
- 市川委員 卒業証書について、「平成」とあるのは「昭和」と読み替えるものとするとあるのですが、今さら「昭和」と読み替える必要があるのですか。
- 九十九課長 近々元号が変わるといふことを想定して、そのときに、このあたりの注意書きもあわせて修正しようと考えております。
- 竹下教育長 それでは採決に入るのですが、質疑は一括でしたけれども、採決については、ひとつの議案ごとにお諮りしていきます。それではお諮りいたします。議案第17号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
- 梅田教育長
職務代理者 はい。
- 河埜内委員 はい。

- 浅野委員 はい。
- 市川委員 はい。
- 竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第17号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第18号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
- 梅田教育長
職務代理者 はい。
- 河埜内委員 はい。
- 浅野委員 はい。
- 市川委員 はい。
- 竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第19号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
- 梅田教育長
職務代理者 はい。
- 河埜内委員 はい。
- 浅野委員 はい。
- 市川委員 はい。
- 竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第20号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
- 梅田教育長
職務代理者 はい。
- 河埜内委員 はい。
- 浅野委員 はい。
- 市川委員 はい。
- 竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第20号は、原案のとおり可決する

ことに決定いたしました。続きまして、議案第21号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○梅田教育長 はい。

職務代理者

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員 はい。

○竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第21号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第22号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○梅田教育長 はい。

職務代理者

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員 はい。

○竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第22号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第23号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○梅田教育長 はい。

職務代理者

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員 はい。

○竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第23号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第24号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○梅田教育長 はい。

職務代理者

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員 はい。

○竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第24号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第25号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○梅田教育長 はい。

職務代理者

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員 はい。

○竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第25号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第26号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○梅田教育長 はい。

職務代理者

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員 はい。

○竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第26号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第27号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○梅田教育長 はい。

職務代理者

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員 はい。

○竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第27号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○竹下教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして平成30年第3回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。その他連絡事項があれば報告願います。

平成30年 3月22日 午後 2時30分閉会